

IFRS に関するアジア調査出張(中国) 調査報告書概要

I. 中国の会計基準・開示制度

- 中国では、上場企業に連結財務諸表と単体財務諸表の作成・開示が求められており、いずれも、中国基準(新企業会計準則)が適用されている。
(注) 同一基準を連結・単体財務諸表の両方に適用することで、両者の比較可能性を高めるとともに、コスト低減を図っている。
- 新企業会計準則は、従来の旧企業会計準則に代わり、2006年に策定・公表され、2007年から全上場企業へ適用が開始されている(なお、2007年以降、新企業会計準則の適用範囲は拡大され、非上場の金融機関や大中規模企業へも適用されている)。
- 新企業会計準則は、基準の括り等の構成面においてIFRSとほぼ同じものとしつつ、内容面については、IFRSをそのまま取り込むほか、IFRSに削除・変更等の修正を加えている。
(注) 新企業会計準則は、基本準則及び具体準則から構成され、具体準則の更に詳細な説明は、応用指南等として定められている。

II. 国際会計基準(IFRS)への対応

(IFRSの取り込み方)

- 中国当局は、新企業会計準則によるIFRSへの対応を、コンバージェンスと考えている。具体的には、IFRSの規定を基礎に自国基準を策定していくというアプローチを採用しており、IFRSの改訂に伴い、中国の会計基準も適時に更改していく方針としている。
(注) 新企業会計準則自体は、公表後は改正されておらず、ガイドラインの公表などによりIFRSの改訂を適時に取り込んでいる。
- 中国当局は、現時点でのIFRSと新企業会計準則の差異は『減損損失の戻入』のみであり、実質的に中国基準はIFRSと同一であると言ってもよい、と主張している。
(注) IFRSと新企業会計準則との間においては、その他にも、公正価値測定や共通支配下の企業結合などの項目において差異が見られるが、中国当局は、それらの差異は明確な差異とは認められず、法律及び言語体系の相違によって生じるものであるとの認識を示している。
- コンバージェンスを採るのは、①アドプションを行うと中国の法制度との齟齬が生じること、②英語と中国語という言語の違いが存在すること、③実務問題の速やかな解決が必要とされること、などを考慮したものである。

(コスト・ベネフィット)

○IFRS を基本とした新企業会計準則を導入するベネフィットとして、以下の指摘があった。

- ・ 企業の開示内容の比較可能性及び品質の向上
- ・ 金融市場の発展・安定化への寄与
- ・ 中国企業の海外進出の促進

○新企業会計準則を導入するコストとして、以下の指摘があった。

- ・ 企業・当局などにおける人材の教育・訓練・育成費用
- ・ 企業におけるシステムの見直し
- ・ 企業における開示作業の増加
- ・ 利用者における財務諸表分析コストの増加

○中国当局は、新企業会計準則導入によるベネフィットに比べるとコストは小さいとしている。他方、新企業会計準則の導入は、当局の政策であり、企業にとってベネフィットは特段ないという意見もあった。

(原則主義の影響)

○新企業会計準則の円滑な適用のため、基準の策定・設定を所管する財政部が応用指南をはじめ、企業会計準則講解・同解釈といった解釈指針・ガイドラインを策定しているほか、会計基準に関する執行を担当する証券監督管理委員会がQ&Aを作成し、実務の統一を目指し、個々の会計処理内容について関係者へ周知している（なお、Q&Aの内容は対外非公表である）。

○証券監督管理委員会が、証券取引所及び監査法人とも連携し、企業の財務諸表作成から開示までを網羅的に監督している。結果として、新企業会計準則が導入された際に、財務諸表の作成・開示において大きな混乱や不備は生じず、財務諸表の大幅な修正もなかったとされている。

(会社法・税法への影響)

○新企業会計準則の導入による会社法の分配規制への影響は特段なかったとされている。また、税務についても、1990年代以降、税務と会計の分離が進んでおり、新企業会計準則の導入によって、会計と税務の関係に特段の変化はなかったとされている。

(企業等への影響)

○公正価値測定の拡大による影響を挙げる意見もあった一方、中国では製造業が中心であり、資産に占める金融商品の割合が低く、例えば、機械等の固定資産について原価での評価のみが認められている(IFRSでは公正価値と取得原価の選択適用)ことから、公正価値測定の影響は必ずしも大きくないとの意見があった。

Ⅲ. 経済活動と会計のあり方

(IFRS とゴーイングコンサーン経営、公正価値会計)

- IFRS が長期的なビジネスを行う企業に適しているか否か、清算価値会計であるかといった点や、IFRS が基礎とする会計概念(B/S 重視であるか等)については、特段の議論は聞かれなかった。
- 新企業会計準則では、IFRS の公正価値会計の考え方をそのまま取り入れるのではなく、中国特有の環境を考慮しており、例えば、公正価値測定は「活発な市場における公表市場価格が存在し、公正価値を信頼性をもって見積もることができる場合に限り」認めるというアプローチが採用されている。
- 公正価値会計の導入については、企業のリスクの可視化などポジティブな役割がある一方、計算手法ないし計算結果が個別企業でばらつく可能性があり、操作性もある、との指摘等があった。

Ⅳ. 会計基準設定主体のあり方と意見発信

- 政府(財政部)が、会計基準を策定している。
- 中国の会計基準設定の方針は、中国基準を IFRS に一方的に近づけるのではなく、IASB と中国とが双方向に行うものであると当局は位置づけており、財政部を中心として、国際会計基準審議会(IASB)に対する積極的な意見発信や、IASB 等への人材の派遣等を行っている。

以上